

第23期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- ・ 主 要 な 事 業 内 容
- ・ 主 要 な 事 業 所 等
- ・ 新 株 予 約 権 等 の 状 況
- ・ 会 計 監 査 人 の 状 況
- ・ 業務の適正を確保するための体制及び運用状況
- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連 結 注 記 表
- ・ 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
- ・ 個 別 注 記 表

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

第23期定時株主総会招集ご通知に記載の事項につきましては、当該招集ご通知をご覧くださいませますようお願い申し上げます。

株式会社ブイキューブ

主要な事業内容（2022年12月31日現在）

当社グループは「Evenな社会の実現」に向けて、場所・時間的な制約から生じる社会課題を解決するためのツールであるコミュニケーションDXサービスを提供しております。

当社グループが提供するサービスの概要は以下のとおりです。

① エンタープライズDX事業

主に企業や官公庁等を対象に、社内外のコミュニケーションにおけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を支援するため、LMS、SDK、緊急対策、汎用型ウェブ等の4つのカテゴリにおいてサービス提供を行っております。

汎用ウェブ等は、自社開発の汎用Web会議システム「V-CUBE ミーティング」や「Zoom」を提供しております。提供形式は、契約期間に応じて定額制サービスを提供する期間契約型が中心です。

SDKは、映像組み込み型サービスの開発を容易にする「V-CUBE Video SDK」の提供やサービス開発及び運用支援をすることで、顧客企業におけるソリューション開発を支援しております。契約期間に応じて定額制サービスを提供する期間契約型に加えて、顧客ニーズに応じてサービスのカスタマイズや開発を請け負う受注販売型の2つの提供形式があります。

緊急対策は、ディスカッションテーブル「V-CUBE Board」などの災害対策ソリューションやウェアラブルデバイスなど、企業向けのリモートコミュニケーションプロダクトを提供しております。提供形式は、顧客ニーズに応じてサービスのカスタマイズや開発を請け負う受注販売型が中心です。

LMSは学習管理システムの提供を行う事業で、契約期間に応じて定額制サービスを提供する期間契約型、顧客ニーズに応じてサービスのカスタマイズやラーニングコンテンツ開発を請け負う受注販売型の2つの提供形式があります。

<主なプロダクトラインナップ>

- ・Zoom、V-CUBE ミーティング、V-CUBE セールスプラス、V-CUBE One
- ・V-CUBE Video SDK
- ・V-CUBE コラボレーション、V-CUBE Board
- ・ASKnLearn（Wizlearn Technologies Pte. Ltd.が提供するサービス）

② イベントDX事業

様々な分野におけるイベント、セミナーのリモート化を支援する事業であり、具体的には、Webセミナー配信サービス「V-CUBE セミナー」や「EventIn」などのセミナー配信ソフトウェアを提供するほか、イベント配信に係る運用設計、当日の配信サポートや後日のイベントデータ解析などの運用支援サービスを提供しております。

基幹となる配信ソフトウェアと各種運用支援サービスを加えた、SaaS+サービス型の販売形態でイベント配信サービスの提供を行っております。

<主なプロダクトラインナップ>

- ・V-CUBE セミナー、EventIn、バーチャル株主総会、Touchcast

③ サードプレイスDX事業

自宅や職場とは異なるサードプレイス（第3の場所）の提供や運用支援を行うことで、昨今日本に浸透しつつあるテレワークを1つのワークスタイルとして定着させることを目的とする事業であります。

具体的には、企業及び公共空間への「テレキューブ」の提供、公共空間におけるワークブースの管理運営システムの開発、「テレキューブ」において提供する関連サービスの開発を行っております。

企業向けテレキューブの販売のほか、月額課金方式であるサブスクリプション形態によるテレキューブのレンタルを行っております。また、連結子会社であるテレキューブ株式会社より、時間レンタルに使用されるテレキューブの販売と設置後の管理サービスの提供を行っております。

<主なプロダクトラインナップ>

- ・テレキューブ

主要な事業所等（2022年12月31日現在）

① 当 社

本 社：東京都港区

事業所：名古屋営業所（愛知県名古屋市中区）

大阪営業所（大阪府大阪市北区）

福岡営業所（福岡県福岡市博多区）

② 主要な子会社

テレキューブ株式会社（東京都千代田区）

Wizlearn Technologies Pte. Ltd.（シンガポール）

Xyvid, Inc.（アメリカ合衆国）

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 6 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2018年3月9日	
新 株 予 約 権 の 数		7,200個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	720,000株
		(新株予約権1個につき)	100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権 1個当たり	300円
		(1株当たり)	3円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1個当たり	47,800円
		(1株当たり)	478円)
権 利 行 使 期 間		2021年4月1日から 2024年3月31日まで	
行 使 の 条 件		(注) 1. 2.	
役 員 状 況 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	7,200個
		目的となる株式数	720,000株
		保有者数	3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数	一個
目的となる株式数		一株	
保有者数		一名	

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社または当社関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定める関連会社をいう。）の役員または従業員であることを要するものとします。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
2. 2020年12月期の当社の有価証券報告書記載の連結損益計算書における連結営業利益が900百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の全てを行使することが可能となるものとします。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は、2022年3月29日開催の第22期定時株主総会終結の時を持って退任いたしました。

② 報酬等の額

	太陽有限責任 監査法人	有限責任 あずさ 監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	53,500千円	－千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	53,500千円	－千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、Wizlearn Technologies Pte. Ltd.及びXyvid, Inc.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人 太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社では、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり決定しております。

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。取締役は意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、取締役の業務執行に関する監督機能を確保する。
 - 2) コンプライアンス体制の基礎として「ブイキューブ行動規範」を定め、当社グループの役員・従業員に周知・徹底する。
 - 3) 法令上疑義のある行為その他コンプライアンスに関する内部通報制度として、当社の常勤監査役及びTMI総合法律事務所弁護士を直接の情報受領者とする内部通報窓口（ホットライン）を整備する。
 - 4) 「内部監査室」を設置し、適正な業務執行を確保するため、定期的に内部監査を実施する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会の議事録、並びに稟議書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、「文書管理規程」の定めに基づき適切に保存・管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業活動に伴うリスクについて、その管理体制の充実・強化を推進するために社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスクの把握と危機の未然防止策について整備を図る。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役への委嘱業務、幹部社員への権限委譲の明確化により、経営責任の所在を明らかにするとともに、事業運営の迅速化を図る。
 - 2) 取締役及び幹部社員で構成される経営会議を定期的で開催し、経営課題等を審議するとともに業務執行に係る協議及び報告を適宜行い、日常業務の活動方針を決定する。

- 3)「中期経営計画」・「年度予算計画」を策定し、月次決算において達成状況を確認・検証し、その対策を立案・実行する。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1)当社は、主要な子会社に取締役または監査役を派遣し、子会社の取締役の職務執行の監視・監督または監査を行う。
 - 2)「関係会社管理規程」に基づき、重要事項・業務の執行状況等について当社への報告・協議を求めることを通じ、グループ会社の経営管理を行う。
 - 3)グループ会社の役員・従業員は、法令上の疑義その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、ホットラインに通報することができるものとする。
 - 4)内部監査室は定期的に監査を実施するものとする。
 - 5)当社は、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置付け等を勘案の上、機関設計や業務執行体制、並びにコンプライアンス体制やリスク管理体制等につき、定期的に見直し、適正かつ効率的に業務が執行される体制が構築されるよう、監督する。
 - 6)当社及び子会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びに当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1)監査役の要請の都度、必要な専門性を有する従業員を監査役スタッフとして任命する。
 - 2)このスタッフは、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
 - 3)取締役及び従業員は、このスタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力するものとし、このスタッフの任命、異動、評価等は監査役と協議の上決定する。
- ⑦ 当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1)監査役は必要に応じて当社の取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役、従業員等（子会社の取締役等）またはこれらの者から報告を受けた者に随時報告を求め、その職務の執行状況を確認することができる。

- 2) 経営・業績に影響を及ぼす重要な事項については、監査役がその都度報告を受ける体制を確保し、財務情報の開示においては、事前に監査役の内容確認を受ける。
- 3) 当社は、子会社との間で、子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- 4) 当社グループは、監査役へ報告を行った者または内部通報制度により通報を行った者に対して、かかる報告または通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役と代表取締役、内部監査室、会計監査人とは各々定期的な情報交換の機会を確保する。
- 2) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、監査役の職務執行に必要でないと思えられる場合を除き、速やかに費用の支払いを行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社では、事業の継続・安定的発展を確保していくことを目的として、グループ全体への行動規範の徹底と、コンプライアンス体制の充実・強化を図っております。これらをはじめ、当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- 1) ブイキューブ行動規範「V-cube Code of Conduct」の下、各種会議体や各種コミュニケーションツールを通じて、海外子会社を含むグループ全体へのコンプライアンス徹底を図っております。
- 2) 国内外でのグループ管理体制の強化のため、「関係会社管理規程」の運用を徹底しております。
- 3) 内部監査室による業務監査及び内部統制監査を通じ、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。
また上記の体制の下、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制有効性評価」を行っております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	92,190	2,831,834	2,609,803	△794,757	4,739,070
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△194,167	-	△194,167
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	84,594	-	84,594
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△33	△33
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△109,572	△33	△109,606
当 期 末 残 高	92,190	2,831,834	2,500,230	△794,791	4,629,464

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	7,380	299,904	307,284	2,160	52,336	5,100,851
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△194,167
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	84,594
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	△33
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	45,446	918,461	963,907	-	34,377	998,285
当 期 変 動 額 合 計	45,446	918,461	963,907	-	34,377	888,678
当 期 末 残 高	52,826	1,218,365	1,271,192	2,160	86,713	5,989,529

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 6社
- ・主要な連結子会社の名称 V-cube USA, Inc.
Xyvid, Inc.
Wizlearn Technologies Pte. Ltd.
テレキューブ株式会社
V-cube (Thailand) Co., Ltd.

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 2社
- ・主要な持分法適用会社の名称 テレキューブサービス株式会社

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合等への出資については、入手可能な直近の決算書に基づき持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

ロ. 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

・商品

総平均法

・仕掛品

個別法

・貯蔵品

最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

在外連結子会社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～18年

工具、器具及び備品 2年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、主に「クラウド」型サービスの提供に資するソフトウェアについては、利用実績等を勘案した利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法により償却しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

イ. 主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

・エンタープライズDX事業

エンタープライズDX事業には、期間契約によりサービス提供を行う期間契約型、及び、顧客の要望に応じサービス提供、カスタマイズやコンテンツの開発を行う受注販売型のサービス提供を行っております。

期間契約型サービス：サービス提供契約に基づき、契約期間にわたってクラウドサービスを提供する義務があります。

受注販売型サービス（カスタマイズサービスの販売、コンテンツ開発）：顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があります。

・イベントDX事業

一定の期間において配信ソフトウェアを提供する期間契約型のサービスとともに、顧客ニーズに沿った配信に関する各種サポートサービスを提供するSaaS+サービス型のサービス提供を行っております。

SaaS+サービス型：サービス提供契約に基づき、契約期間にわたってクラウドサービスを提供するとともに、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があります。

・サードプレイスDX事業

防音型スマートワークブース「テレキューブ」の販売、及び、「テレキューブ」を一定期間において定額でレンタルを行うサブスクリプションサービスの販売を行っております。

販売型：防音型スマートワークブース「テレキューブ」の販売については、販売契約に基づきこれらの商品を顧客に提供する義務があります。また、サブスクリプションサービスについてはサービス提供契約に基づき、契約期間にわたって防音型スマートワークブースの利用を提供する義務があります。

ロ. イの義務に係る収益を認識する通常の時点

・エンタープライズDX事業

期間契約型サービス：顧客との契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

受注販売型サービス（カスタマイズサービスの販売、コンテンツ開発）：成果物の納品または役務の提供により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

・イベントDX事業

SaaS+サービス型：契約期間があるものについては、顧客との契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。また、成果物の納品または役務の提供を行う場合については、その提供により主な履行義務が充足される

ことから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

・ サードプレイスDX事業

販売型：顧客が商品を検収した時点で履行義務が充足されることから、商品の検収によって収益を認識しております。また、サブスクリプションサービスについては、顧客との契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。また、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。なお、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、定額法により償却しております。なお、償却年数は15年であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を当連結会計年度より適用したことにより、流動負債の「前受金」922,951千円を「契約負債」に組み替えて表示しております。なお、前連結会計年度における「契約負債」は882,928千円であります。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を第21期の期首より早期適用しているため、当該会計基準等の適用が連結計算書類に与える金額的影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

2. 会計方針の変更に関する注記(1) 収益認識に関する会計基準等の適用に記載したとおり、当連結会計年度より流動負債の「前受金」を「契約負債」に組み替えて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) Xyvid, Inc.に係るのれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	3,299,156千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

Xyvid, Inc.に係るのれんは、買収時に見込まれた超過収益力に基づき計上しており、その効果の発現する期間を15年と見積もり、その期間で均等償却しております。

当連結会計年度において、米国でのコロナ感染症流行の鎮静化により生じた急激なリアル回帰によってXyvid, Inc.におけるオンラインイベント配信の売上高が低下したことから、のれん算定の根拠となった買収時の事業計画との乖離が生じ、のれんの減損の兆候を認識いたしました。

減損損失の認識の判定における割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、Xyvid, Inc.の3カ年の事業計画を基礎としており、当該事業計画においては、当連結会計年度に生じた急激なリアル回帰による売上高の低下は一時的なものであり、翌年度以降には回復し、中長期的にはオンラインイベント配信の需要が堅調に推移すると見込んでおります。また、事業計画後の期間については、将来の不確実性を考慮して成長率を見込んでおりません。当該仮定に基づき見積もられた割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価格を上回ったため、減損損失を認識しないと判断いたしました。

なお、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる翌期以降の売上高については見積りの不確実性が高く、将来の予測不能な事業上の前提条件の変化によって見積りが変更した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響が生じる可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	1,875,064千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の課税所得に関する収益見通しを含めた様々な予測・仮定に基づいて繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰戻・繰越期間における課税所得を見積もっております。

課税所得は、中期経営計画の前提となった数値を基に、経営環境などの外部要因、当社グループ内で用いている予算などの内部情報、過去実績などからの計画進捗状況等を、グループ各社については当該グループの損益通算される単位を考慮し、適宜修正見積もっております。

将来の課税所得に関する予測・仮定に基づいて、当社又は子会社が繰延税金資産の一部又は全部の回

取ができないと判断した場合、当社グループの繰延税金資産は減額され、当社グループの繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 固定資産の減損損失

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

				当連結会計年度
減	損	損	失	395,647千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、原則として、事業用資産については、継続的に損益を把握している事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については、個別にグルーピングを行っておりません。

減損の兆候判定については、個別にグルーピングをした資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合及び、継続してマイナスとなる見込みとなる場合や固定資産の時価が著しく下落した場合等に減損の兆候があるものとしております。

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その際の回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により算定しております。

減損の兆候、認識の判定及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、追加の減損処理が必要となる可能性があります。

5. 追加情報

該当事項はありません。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(財務制限条項)

当連結会計年度末の借入金のうち、当社のコミットメントライン契約(600,000千円)には以下の財務制限条項が付されており、その特約要件は次のとおりとなっております。

- ① 各年度の決算期の末日における純資産の部の金額を、直前の決算期末日又は2020年12月期末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること(連結)。
- ② 2期連続して営業損失を計上しないこと(連結)。

(有形固定資産の減価償却累計額)

1,114,074千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額339千円が含まれております。

7. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
日本	自社サービス提供用ソフト	ソフトウェア	395,647
合計			395,647

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を基準にグルーピングを行っており、遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記資産については該当サービスにかかるソフトウェア開発中止等の決定により、投資額の回収が見込めなくなったため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算定しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	24,737,400株	一株	一株	24,737,400株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	466,443株	29株	一株	466,472株

(注) 自己株式の数の増加29株は、単元未満株買取請求による自己株式の取得による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株あたり配当額	基準日	効力発生日
2022年3月29日 定時株主総会	普通株式	194百万円	8円	2021年 12月31日	2022年 3月30日

② 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株あたり配当額	基準日	効力発生日
2023年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	97百万円	4円	2022年 12月31日	2023年 3月29日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第16回 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	720,000株
新株予約権の個数	7,200個

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産で運用しており、また、設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行等からの借入により調達しております。なお、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は本社オフィス、セミナー配信用スタジオ等の敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に投資事業組合及び業務上の関係を有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期限であります。借入金は、主に運転資金や設備投資、及び企業買収に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の債務不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、当社管理部門が取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。これにより、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期限に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社管理部門が、適時に資金計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

ハ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握することでリスクの軽減を図っております。

外貨建の営業債権については、為替変動リスクを抑制するため、原則、決済された外貨を外貨のまま保持し、外貨建債務の支払等に充当しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された時価が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 長期貸付金 (1年内返済予定の長期貸付金を含む)	33,175	31,976	△1,198
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	—	—
(3) 敷金及び保証金	340,928	324,906	△16,022
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	(4,951,600)	(4,941,860)	△9,739

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価は帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*3) 「受取手形及び売掛金」、「買掛金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*4) 以下の市場価格のない株式等は、(2) 投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	216,714
投資事業有限責任組合出資	199,657

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,699,697	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,737,481	—	—	—
長期貸付金	—	33,175	—	—
合計	3,437,178	33,175	—	—

(注2) 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
短期借入金	2,627,160	—	—	—
長期借入金	3,998,600	953,000	—	—
合計	6,625,760	953,000	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	31,976	—	31,976
敷金及び保証金	—	324,906	—	324,906
長期借入金	—	4,941,860	—	4,941,860

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

- ・長期貸付金
元利金の合計額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算出しており、レベル2の時価に分類しております。
- ・敷金及び保証金
将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。
- ・長期借入金
元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算出しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 243円12銭
(2) 1株当たり当期純利益 3円49銭

11. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	エンタープライズDX事業	イベントDX事業	サードプレイスDX事業	計	
期間契約型サービス	3,202,079	-	-	3,202,079	3,202,079
受注販売型サービス	1,129,061	-	-	1,129,061	1,129,061
SaaS+サービス型	-	5,008,155	-	5,008,155	5,008,155
販売型	-	-	2,557,854	2,557,854	2,557,854
顧客との契約から生じる収益	4,331,141	5,008,155	2,557,854	11,897,151	11,897,151
その他の収益	-	-	331,984	331,984	331,984
外部顧客への売上高	4,331,141	5,008,155	2,889,838	12,229,135	12,229,135

(注) 1. 「顧客との契約から生じる収益」は、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の対象となる顧客との契約から生じる収益であります。

2. 「その他の収益」は、収益認識会計基準等の適用範囲外とされている、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれるリース取引であります。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(5) 会計方針に関する事項

- ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

- ① 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債に計

上しております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	1,711,753
契約負債	922,951

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたっての実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、記載を省略しております。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	134,349
1年超	77,562
合計	211,911

12. 重要な後発事象に関する注記

(1) 新株予約権の発行

I. ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社は2023年2月14日に2023年12月期から2025年12月期を対象期間とする中期経営計画を発表いたしました。この中期経営計画の達成及び中長期的な企業価値の増大を目指すことを目的として、有償ストック・オプション及び無償ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権が全て行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済み株式数の3.1%に相当し、既存株主の保有株式に対して一定程度希薄化することとなります。しかしながら、本新株予約権は、予め定める業績目標の達成が行使条件であり、その目標が達成されることは、当社グループの企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

II. 有償ストック・オプションの発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ブイキューブ 第17回新株予約権

2. 新株予約権の数 2,500 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 250,000 株とし、下記 4. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、2,500 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルート・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値（取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引の終値）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年4月1日から2031年3月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、2025年12月期から2027年12月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高が、180億円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権の割当日 2023年3月1日
6. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記4.(1)に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. (3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4. (3)に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4. (4)に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4. (6)に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記6に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
8. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 2023年3月1日
10. 申込期日 2023年2月27日
11. 新株予約権の割当てを受ける者及び数(予定) 当社の取締役及び子会社の取締役 6名 2,500個

Ⅲ. 無償ストック・オプションの発行要項

- 1. 新株予約権の名称 株式会社ブイキューブ 第18回新株予約権
- 2. 新株予約権の数 5,200個
なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式520,000株とし、下記4. (1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。
- 3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭
本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当該払込金額は、割当てを受ける者の当社に対する同額の報酬債権(当社の子会社については子会社が割当てを受ける者に対して付与した報酬債権を当社が債務引受したもの)と相殺する。
- 4. 新株予約権の内容
 - (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値（取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引の終値）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年4月1日から2031年3月31日とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2025年12月期から2027年12月期までのいずれかの期において、当社の連結損益計算書に記載された売上高が180億円を超過した場合、もしくは損益計算書に記載された売上高が140億円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書及び損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の割当日 2023年3月1日

6. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 4. (1) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 4. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 7. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 4. (3) に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 4. (4) に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 4. (6) に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 6 に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 申込期日 2023年2月27日
10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数(予定)
当社の従業員及び子会社の取締役 21名 5,200個

(2) 会社分割(簡易吸収分割)

当社は、2023年2月20日の取締役会にて会社分割(簡易吸収分割)により、タメニーアートワークス株式会社の法人向けイベント企画運営事業である「イベモン」事業を、同社より会社分割(簡易吸収分割)の方式により承継することを決議し、2023年2月20日付で同社と吸収分割契約を締結いたしました。

1. 本会社分割の目的

当社のイベントDX事業は、主に日本と米国においてオンライン・ハイブリッドイベント(採用説明会、製薬講演会、マーケティング、販促、社内イベント、学会、IR説明会、バーチャル株主総会など)を実現する、用途や利用シーンに応じたソフトウェアと高品質で安定性の高い配信サポートサービスを提供しております。

タメニーアートワークス株式会社の法人向けイベント企画運営事業である「イベモン」事業は、表彰式や周年イベント、入社式など社内イベントにおいてエンゲージメントを高める企画力を強みに事業展開しており、近年はオンライン・ハイブリッドイベントも手掛けております。イベントDX事業に当該事業が加わることで、当社の強みである配信システムやそのオペレーションに加え、企画・コンテンツに関する提案やご要望への対応が可能になるという観点から、シナジー効果が高く、持続的な成長につながると判断し、この度当該事業を承継することといたしました。

2. 本会社分割の要旨

(1) 日程

取締役会決議日	2023年2月20日
吸収分割契約締結日	2023年2月20日
実施予定日(効力発生日)	2023年3月31日(予定)

(2) 本会社分割の方式

当社を承継会社とし、タメニーアートワークス株式会社を分割会社とする吸収分割(簡易吸収分割)です。

(3) 本会社分割に係る割当ての内容

当社はタメニーアートワークス株式会社へ本会社分割の対価として金130百万円を支払う予定です。

(4) 本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 本会社分割により増減する資本金

本会社分割による資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

当社は、効力発生日における対象事業に関する資産、負債、契約その他の権利義務のうち、本会社分割契約において定めるものを承継いたします。

(7) 承継会社の債務履行の見込み

本会社分割の効力発生日後において、承継会社である当社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題はないと判断しております。

3. 承継する事業部門の概要

(1) 承継する部門の事業内容

法人向けイベント企画運営事業「イベモン」

(2) 承継する部門の経営成績（2022年3月期）

売上高294百万円、営業利益36百万円

(3) 承継する資産、負債の項目及び金額

固定資産 7 百万円

13. 企業結合に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当期首残高	92,190	2,873,723	500,000	3,373,723	2,000,516	2,000,516
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	△194,167	△194,167
当期純利益	—	—	—	—	485,638	485,638
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	291,470	291,470
当期末残高	92,190	2,873,723	500,000	3,373,723	2,291,987	2,291,987

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	△794,757	4,671,673	7,380	7,380	2,160	4,681,213
当期変動額						
剰余金の配当	—	△194,167	—	—	—	△194,167
当期純利益	—	485,638	—	—	—	485,638
自己株式の取得	△33	△33	—	—	—	△33
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	—	—	45,446	45,446	—	45,446
当期変動額合計	△33	291,437	45,446	45,446	—	336,883
当期末残高	△794,791	4,963,110	52,826	52,826	2,160	5,018,096

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・子会社株式及び関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

- ・その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合等への出資については、入手可能な直近の決算書に基づき持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

② 棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

- ・商品 総平均法
- ・仕掛品 個別法
- ・貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～18年

工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、「クラウド」型サービスの提供に資するソフトウェアについては、利用実績等を勘案した利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法により償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

・エンタープライズDX事業

エンタープライズDX事業には、期間契約によりサービス提供を行う期間契約型、及び、顧客の要望に応じサービス提供、カスタマイズやコンテンツの開発を行う受注販売型のサービス提供を行っております。

期間契約型サービス：サービス提供契約に基づき、契約期間にわたってクラウドサービスを提供する義務があります。

受注販売型サービス（カスタマイズサービスの販売、コンテンツ開発）：顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があります。

・イベントDX事業

一定の期間において配信ソフトウェアを提供する期間契約型のサービスとともに、顧客ニーズに沿った配信に関する各種サポートサービスを提供するSaaS+サービス型のサービス提供を行っております。

SaaS+サービス型：サービス提供契約に基づき、契約期間にわたってクラウドサービスを提供するとともに、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があります。

・サードプレイスDX事業

防音型スマートワークブース「テレキューブ」の販売、及び、「テレキューブ」を一定期間において定額でレンタルを行うサブスクリプションサービスの販売を行っております。

販売型：防音型スマートワークブース「テレキューブ」の販売については、販売契約に基づきこれらの商品を顧客に提供する義務があります。また、サブスクリプションサービスについてはサービス提供契約に基づき、契約期間にわたって防音型スマートワークブースの利用を提供する義務があります。

② ①の義務に係る収益を認識する通常の時点

・エンタープライズDX事業

期間契約型サービス：顧客との契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

受注販売型サービス（カスタマイズサービスの販売、コンテンツ開発）：成果物の納品または役務の提供により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識し

ております。

- ・ イベントDX事業

SaaS+サービス型：契約期間があるものについては、顧客との契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。また、成果物の納品または役務の提供を行う場合については、その提供により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

- ・ サードプレイスDX事業

販売型：顧客が商品を検収した時点で履行義務が充足されることから、商品の検収によって収益を認識しております。また、サブスクリプションサービスについては、顧客との契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を当事業年度より適用したことにより、流動負債の「前受金」813,038千円を流動負債の「契約負債」に組み替えて表示しております。なお、前事業年度における「契約負債」は781,549千円であります。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日）を第21期の期首より早期適用しているため、当該会計基準等の適用が計算書類に与える金額的影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

2. 会計方針の変更に関する注記 (1) 収益認識に関する会計基準等の適用に記載したとおり、当事業年度より流動負債の「前受金」を「契約負債」に組み替えて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) Xyvid,Inc.に係る関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 3,704,185千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、市場価格のない関係会社株式の評価において、関係会社の財政状態が悪化もしくは超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下した場合に、関係会社の事業計画を勘案したうえで、関係会社株式の実質価額の回復可能性を判断しております。

超過収益力の減少の有無を検討する際には、Xyvid,Incの事業計画を考慮する必要があり、その見積りの内容に関する情報については、連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 (1) Xyvid, Inc.に係るのれんの評価」に記載しております。

Xyvid,Incの事業計画における主要な仮定である翌期以降の売上高については、見積りの不確実性が高く、将来の予測不能な事業上の前提条件の変化によって見積りが変更となった場合には、翌事業年度の財務諸表において、Xyvid,Incに係る関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 698,454千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の不確実な経済状況などの影響を受け、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 固定資産の減損損失

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 398,075千円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 (3) 固定資産の減損損失」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 追加情報

該当事項はありません。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 棚卸資産の内訳

商品	40,171千円
貯蔵品	204

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 837,844千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります（区分表示したものを除く）。

短期金銭債権	128,792千円
短期金銭債務	222,389

7. 損益計算書に関する注記

(関係会社との取引高)

売上高	442,115千円
仕入高	433
外注費	84,503
営業取引以外の取引高	248,228

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	466,443株	29株	－株	466,472株

(注) 自己株式の数の増加29株は、単元未満株式買取請求に基づく自己株式の取得による増加分であります。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	2,680千円
未払事業所税	3,030
繰越欠損金	657,224
子会社株式評価損	26,575
貸倒引当金	14,722
減損損失	221,059
投資有価証券評価損	180,752
資産除去債務に対応する資産除去費用	109,071
一括償却資産償却超過額	2,604
収益認識基準変更	4,048
その他	46,601
小計	1,268,374
評価性引当額	△455,406
繰延税金資産合計	812,967
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△27,935
資産除去債務	△86,577
繰延税金負債合計	△114,513
繰延税金資産の純額	698,454千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Wizlearn Technologies P t e . L t d .	所有 直接 100%	役務の提供 資金の貸借	開発外注費 及び 支払手数料	134,877	買掛金	222,070
				配当金の取 受	244,895	—	—
				借入資金の 返済 (注) 1	196,160	—	—
子会社	Xyvid, Inc.	所有 直接 100%	債務保証	債務被保証 (注) 2	3,534,000		

役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付及び借入は市場金利等を勘案して利率を決定しております。
2. 金融機関からの借入につき、債務保証を受けています。また、取引金額には被保証債務の当事業年度末残高を記載しています。なお、保証料の支払は行っていません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 206円66銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 20円01銭 |

12. 収益認識に関する注記

連結計算書類の連結注記表「11. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

(1) 新株予約権の発行

連結注記表「12. 重要な後発事象に関する注記 (1) 新株予約権の発行」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 会社分割（簡易吸収分割）

連結注記表「12. 重要な後発事象に関する注記 (2) 会社分割（簡易吸収分割）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

14. 企業結合に関する注記

該当事項はありません。